

随意契約理由

令和4年(2022年)4月1日

| | |
|--------------------|---|
| 契約担当課名 | 市民協働部くらし支援課 |
| 契約名称 | 被保護者就労準備支援事業「とよっぴーボランティア等就労体験」業務 |
| 契約内容 | 被保護者就労準備支援事業「とよっぴーボランティア等就労体験」業務一式 |
| 契約締結日 | 令和4年4月1日 |
| 及び契約期間 | 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで |
| 契約の相手方 (所在地・名称) | NPO法人花と緑のネットワークとよなか |
| 契約金額 | 843,000円 |
| 随意契約理由 | <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p> <p>本業務は、生活困窮者自立支援相談支援等事業に係る被保護者就労準備支援事業であり、生活保護受給者等のうち、ただちに就労に結びつきにくい就職困難者層をボランティア実習生として受入れ、個別の課題発見・整理、就労意識・能力の向上を図り、その後の継続した就労支援へつなげることを目的として平成23年度から実施している。</p> <p>実習生となりえる就職困難者層は、就業生活から長期間離れていて、自尊感情を維持するのが難しい、または体力面で不安を抱えている人が多いと想定される。本業務では、人とのコミュニケーションに苦悩を抱えた実習生でも堆肥製造作業といった農作業に関わり精神面での立ち直りや体力の向上、社会との接点づくりのきっかけをめざしていくものであるため、事業の円滑な実施には、ボランティアとして数名の実習生を受入れることができる体制と年間通しての継続した堆肥製造をはじめとした農作業作業があるという条件が必要不可欠であるが、豊中市内においてはこれらの条件を満たす団体は、NPO法人花と緑のネットワークしか存在しないので、その性質上競争に適さないことから、当該NPO法人を委託事業者を選定するものである。</p> <p>なお、NPO法人花と緑のネットワークは、NPO法人とよなか市民環境会議アジェンダ21とともに、本市の環境政策および環境に配慮した農業等にかかるさまざまな事業を牽引してきた実績があるとともに、本市において、平成25年度以降適切に上記目的に即して同事業を実施した実績をあげている。</p> |

さらに、契約金額においても、提出された見積書の積算から妥当な金額であると判断される。